

第1部. 医療広告規制にみる直球と変化球のソリューション

Part1.ルール

	H19規制	H24規制
対象	広告 (HP = 非広告ゆえ対象外)	HP
B - A	NG (Aのみでも不可)	OK
体験談	NG	原則的NGだが、恣意的な取捨選択でなければOK ex. 全件
診療メニュー	① 未承認医薬品(含む健康食品)・未承認医療機器を用いる診療は広告NG ex. 健食使ったガン治療 ② 社会的評価が定まっていないメニューはNG ex. 遺伝子検査	① ②ともOK
価格訴求	① キャンペーン価格 ② ○○オフ等はNG	同左
比較	NG ex. 県内1位、他院にはない技術	NG
専門医・認定医	厚労省登録団体のみOK ex. 医科歯科協会認定医→NG	実態あればOK
満足度	NG	OK
症例数	条件付きOK※	OK

※外来患者数の表示はNGではありませんが、期間を明示する等の条件があります。詳細は「医療広告ガイドライン」29ページ（エ）を参照してください。



エ 在宅患者、外来患者及び入院患者の数（広告告示第3条第4号関係）

在宅患者、外来患者及び入院患者の数（広告告示第3条第4号関係）
在宅患者、外来患者又は入院患者の数を広告する際には、当該患者数に係る期間を暦月単位で併記するとともに、広告された内容（患者数）の正否が容易に検証できるようその広告された患者数について、インターネット上のホームページ、年報等広く住民に周知できる方法により公表されていること。また、疾患別に広告することも可能であるが、正確な管理記録により、正確な数値であることを事後検証可能な場合に限ること。

